

安房地域保健医療連携・地域医療構想調整会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 千葉県保健医療計画を踏まえ、安房地域における関係者の連携を図り、保健医療体制について検討すること及び医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、地域医療構想を推進するために必要な協議を行うことを目的とし、安房地域保健医療連携・地域医療構想調整会議（以下「会議」という。）を置く。

なお、会議は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関の性質を有しない。

(所掌事務)

第2条 この会議の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 保健医療体制に関する検討

- ア 保健医療体制の構築に関する事項
- イ その他保健医療体制の整備に必要な事項

(2) 地域医療構想の推進に関する協議

- ア 病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- イ 病床機能報告制度による情報等に関する事項
- ウ 千葉県計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項
- エ その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者25名以内で組織する。

- (1) 保健医療関係機関・団体から推薦された者
- (2) 保険者協議会から推薦された者
- (3) 福祉関係機関・団体から推薦された者
- (4) 市町村から推薦された者
- (5) 安房健康福祉センター長
- (6) その他必要と認められる者

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定めることとし、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会議の議事を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときのほか、議事の内容により議長に利益相反が生じる恐れがある場合は、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、安房健康福祉センター長が必要に応じ招集する。

- 2 安房健康福祉センター長は、必要に応じ関係者の出席を求め意見を聴取することができる。
- 3 会議は原則公開とし、患者情報や医療機関の経営に関する情報等を扱う場合には、非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、安房健康福祉センター（保健所）において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、安房健康福祉センター長が別に定める。

(要綱の失効)

第8条 この要綱は平成31年3月31日をもって失効する。

附 則

この要綱は平成29年1月17日から施行する。